

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 3月31日

月 曜 日

号 外(5)

目 次

条 例	
○富山県税条例の一部を改正する条例	1
規 則	
○富山県民共生センター条例施行規則の一部を改正する規則	9
訓 令	
○富山県立中央病院放射線障害予防規程の一部を改正する訓令	11

条 例

富山県税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年 3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第44号

富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第75条第3項第2号ア及び第85条第3項第2号ア中「第37条の18」を「第37条の18第3項」に改める。

第87条各号列記以外の部分中「第73条の27の3第2項」の次に「、第73条の27の4第2項」を加え、「第73条の27の4第2項及び第73条の27の6第2項」を「第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項」に、「第73条の27の5第2項」を「第73条の27の6第2項」に改める。

第150条中「第20条」の次に「又は第42条」を加える。

附則第5条の6及び附則第6条の3第1項中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改め、附則第6条の3第2項第4号ア(ウ)中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「第80条第

1 号」を「第80条第 1 号イ」に、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改める。

附則第 6 条の 3 の 2 第 1 項中「自家用の自動車で」を「営業用の自動車（」に、「）以外のもの」を「以下この項において同じ。）を除く。）及び軽自動車」に、「100分の 5」を「100分の 2」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「4分の 1」を「100分の 20」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「2分の 1」を「100分の 40」に改める。

附則第 6 条の 7 第 1 項各号列記以外の部分中「次項及び第 3 項」を「以下この条」に改め、「同じ。）、」の次に「メタノール自動車（」を加え、「もの、」を「ものをいう。次項において同じ。）」、混合メタノール自動車（」に改め、「ものを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第 5 条第 2 項で定めるもの」の次に「をいう。次項において同じ。）」を、「第 5 条第 5 項で定めるものをいう。次項」の次に「及び第 3 項第 3 号」を、「字句は、」の次に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第 1 号中「平成13年 3 月 31 日」を「平成15年 3 月 31 日」に、「初めて」を「最初の」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項第 2 号中「平成15年 3 月 31 日」を「平成17年 3 月 31 日」に、「経過する」を「経過した」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被牽引自動車を除く。）に対する平成 26 年度分の自動車税に係る第 139 条第 1 項から第 3 項までの規定の適用については、前項の規定にかかわらず、附則別表の第 1 欄に掲げる規定中同表の第 2 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第 4 欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成13年 3 月 31 日までに新車新規登録を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成15年 3 月 31 日までに新車新規登録を受けたもの

附則第 6 条の 7 第 3 項各号列記以外の部分中「次」の次に「の各号」を、「応じ」の次に「、それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第 1 号

中「第4欄」を「第5欄」に改め、同項第2号中「平成21年10月1日（）」の次に「同法第40条第3号に規定する」を加え、「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び第4項第5号において「排出ガス保安基準」という。）」に、「附則第5条の2第9項」を「附則第5条の2第1項」に改め、「この号」の次に「及び第4項第2号」を加え、「附則第5条の2第10項」を「附則第5条の2第2項」に、「第4欄」を「第5欄」に改め、同項第3号中「充電機能付電力併用自動車」の次に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令附則第5条の2第3項で定めるものをいう。第4項第3号において同じ。）」を加え、「第4欄」を「第5欄」に改め、同項第4号中「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率」を「エネルギー消費効率がエネルギーの使用の合理化等に関する法律第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令附則第5条の2第4項に規定するエネルギー消費効率（第4項第4号及び第5項において「基準エネルギー消費効率」という。）」に、「次号及び第4項」を「以下この条」に、「平成17年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で省令附則第5条の2第5項で定めるもの（以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に、「附則第5条の2第11項」を「附則第5条の2第6項」に、「第4欄」を「第5欄」に改め、同項第5号中「附則第5条の2第12項」を「附則第5条の2第7項」に、「第5欄」を「第6欄」に改め、同条第5項中「第1項から第3項（）」を「第1項、第2項、第3項（）」に、「）」までを「）」及び第4項」に、「第1項から第3項まで」を「第1項から第4項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前項第4号及び」を「第3項第4号及び」に、「附則第5条の2第13項」を「附則第5条の2第12項」に改め、「平成22年度基準エネルギー消費効率」の次に「（基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）」を加え、「附則第5条の2第14項」を「附則第5条の2第13項」に、「前項第4号中」を「第3項第4号中」に改め、「基準エネルギー消費効率であつて」及び「の各年度において

適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第4項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」を削り、「前項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」を「平成22年度以降」と、「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率」と、「100分の110」とあるのは「100分の138」に、「前項第5号」を「第3項第5号」に、「前項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125」を「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 次の各号に掲げる自動車に対する第139条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、附則別表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、当該各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める字句とする。

- (1) 電気自動車 附則別表の第7欄に掲げる字句
- (2) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第8項で定めるもの 附則別表の第7欄に掲げる字句
- (3) 充電機能付電力併用自動車 附則別表の第7欄に掲げる字句
- (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第9項で定めるもの 附則別表の第7欄に掲げる字句
- (5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1

日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第 5 条の 2 第 10 項で定めるものに適合するもの 附則別表の第 7 欄に掲げる字句

(6) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 110 を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成 17 年窒素酸化物排出許容限度の 4 分の 1 を超えないもので省令附則第 5 条の 2 第 11 項で定めるもの（前各号に掲げる自動車を除く。） 附則別表の第 5 欄に掲げる字句

附則別表を次のように改める。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄	第 6 欄	第 7 欄
第 139 条第 1 項第 1 号	7,500円	8,600円	8,200円	4,000円	6,000円	2,000円
営業用	8,500円	9,700円	9,300円	4,500円	6,500円	2,500円
	9,500円	10,900円	10,400円	5,000円	7,500円	2,500円
	13,800円	15,800円	15,100円	7,000円	10,500円	3,500円
	15,700円	18,000円	17,200円	8,000円	12,000円	4,000円
	17,900円	20,500円	19,600円	9,000円	13,500円	4,500円
	20,500円	23,500円	22,500円	10,500円	15,500円	5,500円
	23,600円	27,100円	25,900円	12,000円	18,000円	6,000円
	27,200円	31,200円	29,900円	14,000円	20,500円	7,000円
	40,700円	46,800円	44,700円	20,500円	31,000円	10,500円
第 139 条第 1 項第 1 号	29,500円	33,900円	32,400円	15,000円	22,500円	7,500円
自家用	34,500円	39,600円	37,900円	17,500円	26,000円	9,000円
	39,500円	45,400円	43,400円	20,000円	30,000円	10,000円
	45,000円	51,700円	49,500円	22,500円	34,000円	11,500円
	51,000円	58,600円	56,100円	25,500円	38,500円	13,000円
	58,000円	66,700円	63,800円	29,000円	43,500円	14,500円
	66,500円	76,400円	73,100円	33,500円	50,000円	17,000円
	76,500円	87,900円	84,100円	38,500円	57,500円	19,500円
	88,000円	101,200円	96,800円	44,000円	66,000円	22,000円
	111,000円	127,600円	122,100円	55,500円	83,500円	28,000円

第 139 条第 1 項第 2 号 営業用	6,500円	7,100円	7,100円	3,500円	5,000円	2,000円
	9,000円	9,900円	9,900円	4,500円	7,000円	2,500円
	12,000円	13,200円	13,200円	6,000円	9,000円	3,000円
	15,000円	16,500円	16,500円	7,500円	11,500円	4,000円
	18,500円	20,300円	20,300円	9,500円	14,000円	5,000円
	22,000円	24,200円	24,200円	11,000円	16,500円	5,500円
	25,500円	28,000円	28,000円	13,000円	19,500円	6,500円
	29,500円	32,400円	32,400円	15,000円	22,500円	7,500円
	4,700円	5,100円	5,100円	2,400円	3,500円	1,200円
	15,100円	16,600円	16,600円	8,000円	11,500円	4,000円
	7,500円	8,200円	8,200円	4,000円	6,000円	2,000円
第 139 条第 1 項第 2 号 自家用	8,000円	8,800円	8,800円	4,000円	6,000円	2,000円
	11,500円	12,600円	12,600円	6,000円	9,000円	3,000円
	16,000円	17,600円	17,600円	8,000円	12,000円	4,000円
	20,500円	22,500円	22,500円	10,500円	15,500円	5,500円
	25,500円	28,000円	28,000円	13,000円	19,500円	6,500円
	30,000円	33,000円	33,000円	15,000円	22,500円	7,500円
	35,000円	38,500円	38,500円	17,500円	26,500円	9,000円
	40,500円	44,500円	44,500円	20,500円	30,500円	10,500円
	6,300円	6,900円	6,900円	3,200円	4,700円	1,600円
	20,600円	22,600円	22,600円	10,500円	15,500円	5,500円
	10,200円	11,200円	11,200円	5,500円	8,000円	3,000円
第 139 条第 1 項第 3 号 営業用	12,000円	—	—	6,000円	9,000円	3,000円
	14,500円	—	—	7,500円	11,000円	4,000円
	17,500円	—	—	9,000円	13,500円	4,500円
	20,000円	—	—	10,000円	15,000円	5,000円
	22,500円	—	—	11,500円	17,000円	6,000円
	25,500円	—	—	13,000円	19,500円	6,500円

	29,000円	—	—	14,500円	22,000円	7,500円
	26,500円	29,100円	29,100円	13,500円	20,000円	7,000円
	32,000円	35,200円	35,200円	16,000円	24,000円	8,000円
	38,000円	41,800円	41,800円	19,000円	28,500円	9,500円
	44,000円	48,400円	48,400円	22,000円	33,000円	11,000円
	50,500円	55,500円	55,500円	25,500円	38,000円	13,000円
	57,000円	62,700円	62,700円	28,500円	43,000円	14,500円
	64,000円	70,400円	70,400円	32,000円	48,000円	16,000円
第 139 条第 1 項第 3 号 自家用	33,000円	36,300円	36,300円	16,500円	25,000円	8,500円
	41,000円	45,100円	45,100円	20,500円	31,000円	10,500円
	49,000円	53,900円	53,900円	24,500円	37,000円	12,500円
	57,000円	62,700円	62,700円	28,500円	43,000円	14,500円
	65,500円	72,000円	72,000円	33,000円	49,500円	16,500円
	74,000円	81,400円	81,400円	37,000円	55,500円	18,500円
	83,000円	91,300円	91,300円	41,500円	62,500円	21,000円
第 139 条第 1 項第 4 号 営業用	12,100円	13,900円	13,300円	6,500円	9,500円	3,500円
	7,200円	8,200円	7,900円	4,000円	5,500円	2,000円
	20,400円	23,400円	22,400円	10,500円	15,500円	5,500円
	9,500円	10,900円	10,400円	5,000円	7,500円	2,500円
第 139 条第 1 項第 4 号 自家用	23,600円	27,100円	25,900円	12,000円	18,000円	6,000円
	27,600円	31,700円	30,300円	14,000円	21,000円	7,000円
	31,600円	36,300円	34,700円	16,000円	24,000円	8,000円
	36,000円	41,400円	39,600円	18,000円	27,000円	9,000円
	40,800円	46,900円	44,800円	20,500円	31,000円	10,500円
	46,400円	53,300円	51,000円	23,500円	35,000円	12,000円
	53,200円	61,100円	58,500円	27,000円	40,000円	13,500円
	61,200円	70,300円	67,300円	31,000円	46,000円	15,500円
	70,400円	80,900円	77,400円	35,500円	53,000円	18,000円

	88,800円	102,100円	97,600円	44,500円	67,000円	22,500円
	16,400円	18,800円	18,000円	8,500円	12,500円	4,500円
	9,900円	11,300円	10,800円	5,000円	7,500円	2,500円
	27,700円	31,800円	30,400円	14,000円	21,000円	7,000円
	13,000円	14,900円	14,300円	6,500円	10,000円	3,500円
第 139 条第 1 項第 5 号 営業用	4,500円	5,100円	4,900円	2,500円	3,500円	1,500円
第 139 条第 1 項第 5 号 自家用	6,000円	6,900円	6,600円	3,000円	4,500円	1,500円
第 139 条第 2 項 営業 用	3,700円	4,100円	4,100円	1,800円	2,800円	1,000円
	4,700円	5,200円	5,200円	2,300円	3,500円	1,200円
	6,300円	6,900円	6,900円	3,200円	5,000円	1,600円
第 139 条第 2 項 自家 用	5,200円	5,700円	5,700円	2,600円	4,000円	1,300円
	6,300円	6,900円	6,900円	3,200円	5,000円	1,600円
	8,000円	8,800円	8,800円	4,000円	6,000円	2,000円
第 139 条第 3 項	12,000円	13,200円	13,200円	6,000円	9,000円	3,000円
	14,500円	15,900円	15,900円	7,500円	11,000円	4,000円
	17,500円	19,200円	19,200円	9,000円	13,500円	4,500円
	20,000円	22,000円	22,000円	10,000円	15,000円	5,000円
	22,500円	24,700円	24,700円	11,500円	17,000円	6,000円
	25,500円	28,000円	28,000円	13,000円	19,500円	6,500円
	29,000円	31,900円	31,900円	14,500円	22,000円	7,500円

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の富山県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第 3 条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成25年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（税 務 課）

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県民共生センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第39号

富山県民共生センター条例施行規則の一部を改正する規則

富山県民共生センター条例施行規則（平成 9 年富山県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「（利用の変更）」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 利用者は、やむを得ない理由により当該承認に係る時間を超えてセンターの施設を利用する必要があるときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けるものとする。

第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条中「館長」を「指定管理者」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条中「富山県民共生センター館長（以下「館長」という。）」を「指定管理者」に改め、同条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（利用料金の還付）

第 4 条 条例第 12 条ただし書の規定による利用料金の還付の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 条例第 12 条第 1 号に該当する場合 全額

(2) 条例第 12 条第 2 号に該当する場合 次に掲げる額

ア ホールにあつては、70パーセントに相当する額

イ ホール以外の施設にあつては、90パーセントに相当する額

2 条例第 12 条第 2 号の規定による利用の取消しの申出は、富山県民共生センター利用取消申出書（様式第 4 号）によるものとする。

様式第 1 号及び様式第 3 号中 「施設使用料 (円)」を「施設利用料金 (円)」に、

「施設使用料計
附属設備使用料」を「施設利用料金計
附属設備利用料金」に、「使用料合計」を

「利用料金合計」に改める。

様式第 4 号中「（第 3 条関係）」を「（第 4 条関係）」に、「富山県民共生セン

ター利用取消承認申請書」を「富山県民共生センター利用取消申出書」に、

申
請
者

を「申出者」に、「取り消したいので、承認願います」を「次のとおり取消しを申し

出ます」に、「施設使用料
(円)」を「施設利用料
金 (円)」に、「施設使用料計
附属設備使用料」を
「施設利用料金計
附属設備利用料金」に、「使用料合計」を「利用料金合計」に改
める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県民共生センター条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(男女参画・ボランティア課)

~~~~~  
訓 令  
~~~~~

富山県立中央病院放射線障害予防規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成26年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第4号

富山県立中央病院

富山県立中央病院放射線障害予防規程の一部を改正する訓令

富山県立中央病院放射線障害予防規程（平成12年富山県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「（診療用放射性同位元素により汚染されたものを含む。）」を削り、「並びに放射線発生装置の使用の作業」を「、放射線発生装置の使用の作業並びに放射性汚染物の保管、運搬及び廃棄の作業」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、同条第4号中「放射性同位元素等による放射線障害の

防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「府令」という。）」を「府令」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「並びに密封放射性同位元素及び」を「、密封放射性同位元素及び」に、「（診療用放射性同位元素により汚染されたものを含む。）」を「及び放射性汚染物」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 放射性汚染物 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「府令」という。）第1条第2号に規定する放射性汚染物をいう。

第4条第2項中「医師」の次に「その他の職員」を加える。

第6条第2項を次のように改める。

2 代理者の選任については、第4条第2項の規定を準用する。

第8条第2項中「（診療用放射性同位元素により汚染されたものを含む。）又は放射線発生装置」を「、放射線発生装置又は放射性汚染物」に改める。

第17条第1項第7号中「（診療用放射性同位元素により汚染されたものを含む。）」を「又は放射性汚染物」に改める。

第19条中「又は診療用放射性同位元素（診療用放射性同位元素により汚染されたものを含む。）」を「、診療用放射性同位元素又は放射性汚染物」に改める。

第22条第1項第9号中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第26条第2項第3号から第5号までの規定中「又は診療用放射性同位元素」を「、診療用放射性同位元素又は放射性汚染物」に改め、同条第3項中「3月31日」の次に「又は使用の廃止等の日」を加える。

第29条第1項第1号中「及び診療用放射性同位元素（診療用放射性同位元素により汚染されたものを含む。）」を「、診療用放射性同位元素又は放射性汚染物」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(医 務 課)